

大伴坂上郎女覚え書

古 庄 ゆ き 子

(一)

私はこゝ二・三年来、奈良朝中・末期に生き、万葉集の最終的編者と目されている大伴家持と深い交渉を持ち、又、万葉集にかなり多くの作品を残している大伴坂上郎女に興味を持ち続けている。そしてまだ十分に熟していないまゝのだけれども、一・二覚え書風の論文も発表して来た。

その論は、要するに大伴坂上郎女の歌を「専門的技倆」をもつ「本格歌人」のものとしている一般通説に対して、むしろ彼女の歌を非専門的なもの―専門歌人の輩出を可能にする文学母胎―としての役割を積極的に打ち出せるのではないかという仮説に依るものであった。つまり彼女の歌の役割を、万葉集における貴族の歌に対する民謡、書かれた歌に対する口誦の歌のそれに通じるものとして把めるのではないかとするものであった。

そのような仮説を立てたのは、その方が、彼女の歌数が多いとか、歌体・歌材が広いといった事から算術的結論を出す一般通説よりも八世紀代における日本の詩創造の状況にふれる所が多い、少くとも一般通説よりも論が生産的であると私には考えられたからである。

しかし、私の力不足から十分説得力を持つものになり得ないまゝになつてゐる。特に自分の論を急ぐあまり、彼女の歌の性格といったものを分析するのに、彼女の歌をそのまま使えるものとしていた点誤りがあつたと思う。

つまり郎女の歌には擬古的な歌・類歌が多い。それとの関係を見ないで、直接に彼女の表現とか、表現の底にある意識とかを見ては間違いなのだが、拙稿においてはそういった手続きを経ないで決論へ進んだ憾みがある。

以下そういった反省をこめて、特に彼女の擬古的な歌がどういふ形で作られたのかといった点を中心に考えてみたいと思う。

(二)

当然の事であるが、擬古的な歌が作られる為にはその作者が先人の歌を知っていなければならぬ。彼女の場合は、大伴家に集められていたと考えられる多くの歌集といったものと結びつけて、それからの影響といった事がまず考えられるのである。

たゞその場合、彼女の生きた時点では、それがどういふ形（文字を通してか、口誦でか）で結びつけられるのかという事が問題になるであろう。もし歌集といった類のものを読んだという事であれば、彼女が文字―漢字を知つてゐるという前提に立たねばならなくなる。

彼女を「恐らく女として漢文学を学んだ早い頃の人らしく思はれる」^{注二}という表現で、文字文化圏の一員と考えられたのは故折口信夫氏であったが、これほどはつきりと表明されないまでも、既定の事実のように彼女を文字の所有者と考えておられる先学は極めて多いようである。

確かに彼女の歌が、万葉集中の他の女達と異つて形式上では短歌だけでなく、長歌・旋頭歌等に広がり、同時に内容が多岐にわたつている事は在来の女達の精神にない何かゞ彼女の地点で加わつたのではないかという事を予想させるに十分である。そしてその在来の女達になかつた何かをもたらししたのは、彼女が文字 \parallel 漢字という表現の武器を獲得したという事ではなかつたらうかとする事も、彼女の生きた歴史的時間では真先に考えられてよい事である。

彼女の生きた七〇〇年代前半は、「古事記」「日本書紀」の書かれた時代であり、既に漢字を用いた日本語の表記法もかなり進んでいたと思われるが、しかし何よりもその漢字・漢文が或る特殊な、謂わば国家の統治者のためにまず用いられたものである事を考えるならば、決して国民的規模で普及していたとは言えなからう。

万葉集にしばしば見られる「 \rightarrow が口吟へる歌」とか「 \rightarrow が伝へ誦みき」といつた前書や注は、この時代にまだ十分に文字以前の世界、つまり口承の世界が残存していた、むしろ残存ということばでは不当な程生産的意義を持つて生きていた証拠ではないかと思う。

こうした中で文字 \parallel 漢字・漢文を習得することは、話すことばから、思想を文字によつて定着させる手段を得たことであり、野蠻の段階から一躍文明の段階へ飛躍することである。従つてそれは人間の思想内容に根底から変革をもたらさないではおかないものであらう。漢字の習得という事は、当代における日本人の思想変革に参画したもつとも大きな要因の一つであると私は考える。

彼女の歌の内容・形式の多様さをこうした変革と結び合わせて考える事は魅力のある事でもあるし、一応さういつた推定を可能にする条件も調うのである。

例えば、彼女をとりまく大伴家の文化的環境、ことばを換えて言えば当代における中心的文字習得者である旅人・家持その他多くの男性官僚を周囲に持つていた事、更に新羅からの帰化人尼理願^{注三}が大伴家に寄遇し、彼女とも近い関係にあつたことなどが挙げられるわけであり、一見彼女は文字の所有者であつて当然である。

しかし、今一度きわめて素朴な疑問であるが、律令国家の官人でない彼女に、文字習得の必要があつたかどうかとも考えてみてよい事のように思われる。つまり出発において漢字が日本人全体の日常必要な表記のために用いられたものではなく、天皇又は貴族による謂ゆる律令国家運営の

上におけるV必要な表記方法として移入されている事に思い到らないではおられない。

もちろんこれは大雑把な推定でしかない。この事についてはもつと彼女自身に即して考えてみる必要がある。

(三)

言うまでもなく彼女の事は正史には記録されていない。

彼女について知るには万葉集に収録されている歌や注を通す以外何も記録といったものはないのである。そしてその注にも彼女が文字の所有者であるといったことは書かれていない。とすれば残されているのは彼女自身の記録、つまり歌の語彙・発想・形式といったものを通してそれを知する方法だけであろう。こゝには「坂上郎女の親族と宴せし日吟へる歌一首」(巻三四〇)と「家持の族に喩す歌一首並に短歌」(巻二十 四六五〜四六七)を取り上げ考えていくことにする。

家持をとりあげたのは、郎女と彼は叔母・甥の關係を持つてゐること、同時に歌作の上での影響關係が考えられている事と、その上家持は当代文字文化圏の中心的存在でもある為に、彼女が文字文化圏の一人かどうかをうつつし出すのに好都合だと考えたからである。

又両者の比較を前に挙げたそれぞれの歌に限つて行ふのは、それらの歌が互に作歌の条件を同じくし、しかも両者の本質的相違をかなり明瞭に示すものとして選んだものである。

たゞしかし、これはあくまで両者の時点の相違を極として示すものとして取扱つてゐるので、両者にも具体的には相重なる部分の多いことを忘れてはならないのだが、一応こゝではそれを捨象しておくことにする。

(四)

少々煩雜になるが例証とする作品を書いてみることにする。

大伴坂上の郎女の親族と宴せし日吟へる歌一首

山守のありける知らにその山に標結ひ立てて結びの辱しつ(巻三、四〇一)

族に喩す歌一首並に短歌

ひさかたの 天の戸開き 高千穂の 嶽に 天降りし 皇祖の 神の御代より 楯弓を 手握り持たし 真鹿兎矢を 手挟み添へて 大久米の
丈夫武雄を 先に立て 鞆取り負せ 山河を 磐根さくみて 履みとほり 国竟しつち はやぶる 神をことむけ 服従はぬ 人をも和し

掃き清め 仕へ奉り 秋津島 大和の国の 檣原の 畝傍の宮に 宮柱 太知り立てて 天の下 知らしめしける 皇祖の 天の日嗣と つぎ
て来る 君の御代御代 隠さはぬ 赤き心を 皇方に 極め尽して 仕へ来る 祖の職と 言立てて 授け給へる 子孫の いや継ぎ継ぎに
見る人の 語りつぎてて 聞く人の 鑿にせむを 惜しき 清きその名ぞ 凡ろかに 心思ひて 虚言も 祖の名断つな 大伴の 氏と名に負
へる 健男の伴 (巻二十四四六五)

磯城島の倭の国に明らけき名に負ふ伴の結ころ勤めよ(四四六六)

劔刀いよよ研ぐべし古ゆ清けく負ひて来にしその名ぞ(四四六七)

右、淡海真人四船の讒言に縁りて、出雲守大伴古慈悲宿祢解任せり。是を以ちて作れるなり。(岩波文庫新訓万葉集たゞしルビは省いた)
作品の分析に入る前に手続きとして歌の解釈の問題に多少ふれる必要がある。

まず坂上郎女の歌「結ひの辱しつ」についての解釈が特に取り上げられると思うが、私は山田孝雄氏がその著「万葉集講義」で「ユヒノハヂと
はユヒタルコトノ恥なり。この用例は一なれども連用形の体言化は古語に多し(中略)これは結ひたる事が恥の理由となれる場合を言へるなり」
と言われたのを「『標結ひ立ててユヒタルコトの恥をした』では同語の愚直なる反復にすぎず、いくら席上座興の即興歌とはいっても、ピンと来
るような結句とはなっていない。いわゆるハ才気かんばつVの坂上郎女には気の毒なような結句だといえよう」と批判され、ユヒを共同の意味
に解し、従つて「結の辱」を「親族共同の辱」というふう^{注五}に受け取られて、吉野裕氏の解釈に従いたいと思う。

そうした上で前掲の二人の歌を比較してみると、修辞上、内容上、形式上に著しい違いを見出すことができる。

例えば郎女の歌は山守とか結の辱といった「農耕者的」語彙を使っているだけでなく、一首全体が農耕者の歌として通るものではなからうか。
もちろん、この農耕者のものらしい歌は、それ自身の意味を直接には出せないで他のものの譬喩として用いられているわけであるから、簡単には

言えない事かも知れないが、私は彼女が自分の内界をこういつた農耕者の世界をもつて表現し、それ以外ではしなかつたことに興味を湧くのであ
る。彼女には、恐らくどんな譬喩でもよりどり可能に許されていたのではなからう。多分彼女は手持の語彙、彼女にとつてもっとも卑近なものを
心の等価物として表現したに違いない。

こういつた考え方が許されるならば、彼女と農耕者の世界はかなり近いといつてよい。事実彼女やその娘には何に農耕者の歌と見まがう程の歌
をみることができるのである。

この点家持の歌は古代貴族（豪族であると共に官僚的である）としての階級的語彙につらぬかれており対蹠的である。

それは家持が同族人の政治上の失脚という事態の中で、一族の奮起をうながし、天皇への忠誠をちかわせる氏上の立場にあつたこと、関係すると思うが、その場合、彼の下に集つたのが郎女の下に集つた親族と性格の異なるものであることも考えねばならなからう。

親族と族の学問上の相違について浅学のため私は十分知り得ていない。従つてこゝではこの両者にかゝる範囲で考えていく外ない。

簡単にいつて郎女の下に集つた「親族」というのは、一族の娘の婚姻の相談にあずかるわけであるから血族者を指すであろうと思われるし、家持の方の「族」は官人としての部下といったもの、すなわち「氏を同じくするカバネ姓者を中心としてその親族及び非血縁者を含む同族団」であると考えられる。

従つて後者は前者のように社会的に同等な地位に立つものではなく、階級的な差を持つものと考えられる。

そのような集団の性格の差、集つた集団の内容の差が二人の歌の形式とか内容とかをいちじろしく規定してきているのではなからうか。

家持の歌が『古事記』『日本書紀』をよりどころとして自分の祖先の功を族人に示し、奮起して天皇への忠誠を求めているのは、氏上としての官人としての彼の立場であるが、相聞・掛合いの短歌、しかも「吟へる歌」を作つた郎女の場合は、相対的であると思うが階級関係の介在しない世界を想像させるであらう。少くとも、まだ人と人との階級的分離が自覚されにくい生活の場の存在していたことを考えさせるものである。

もちろんその世界が全く自由で無拘束であつたと言うのではなく、家持の集団と異つた規律が存在したろうと考えられるということである。

例えば彼女の歌は彼女の娘の婚姻についての集会であつたらしく思われるのだが、いまだ官僚組織の末端に組込まれていず、相対的ではあつたが独自の生活体であり得たと思われる血族共同体の中で、婚姻はもつとも大きな共同体全体の問題であり得たし、そこでの規律をおかせば駿河麻呂の如く親族を後盾にして郎女から面話されるといつた事にもなりうるのである。それを取しめる家刀自としての彼女の役割は、族を諭す家持の立場に匹敵するものであるが、しかし、にもかゝらずこゝでは諭す歌にはならず、相聞的発想をとる必然性を持つている。それは相聞的発想が一族の中の婚姻が一族全員の問題であり得たし、婚姻という事が集団の政治の問題でもあつた古い集団の持つ表現であるために思われる。

言うまでもないが、こうした階級関係の介在しない親族といったものが、一方完備していく律令制国家の中で自由に生きられるわけではない。しかし彼女の生きた時代―七〇〇年前半は貴族社会の中にまで相対的にしる階級関係におかされない集団が生き得ていた事は事実のようである。極めて粗雑な言い方かも知れないが、その古い共同体はいまだ女によつて取りしきられていたし、こゝでは文字以前の生活が生きていた場所

はなかつたろうか。

もちろんあくまでも相対的なもので、大局的には大伴家は男性による氏上にひきいられているに違いないのだし、大伴家の親族には言うまでもなく家持や旅人その他が入つて来るわけで、郎女の領有する独立した親族というものは考えられないのだが、しかし今は極と極を考えて問題をはずきりさせると、それは二つの性格を異にする世界なのである。

例えば官人化した旅人や家持の世界などに郎女などは入つていない。旅人の「梅花の宴」を考えてみてもよいと思う。こゝには一人の女性も見当らないが、官人の組織で営まれているこの宴には一人の女性もないのが当然なのである。恐らく家持の「族を諭す歌」のうたわれた時の族の中にも女性は入れられてなかつたのではなからうか。

たしかに家持・旅人その他官人は血族の一員でもあつたわけであるが、その場合の彼等の機能は官人の世界でのそれではなくなるのではないか。それだけそういつた古い集団の力がまだ生きていたのではないかと思う。

官人化した男性が一方の極で官人的発想の歌を作ると同時に、一方では掛合い・相聞の主でもあり得たのは、女性を通じてそういつた古い共同体に生きていたためと言えよう。

話をことばの問題に立帰らせよう。

家持の語彙と郎女のそれを比較した場合、重なる部分と重ならない部分がある。

例えば、彼女は天皇に対しても相聞発想による「君」といつた味びかけをしているのに対して、家持は「ひさかたの 天の戸開き 高千穂の嶽に天降りし 皇祖」とか「秋津島 大和の国の 檣原の 畝傍の宮に 宮柱太知り立て、 天の下 知らしめしける 皇祖の 天の日嗣と つぎて来る君」といつた形容の下に呼んでいるわけである。

こういつたことばは郎女においては唯一回例外的に使われているだけで、全くないと言つてもよい程のものである。^{注七}

その代りに郎女には、その極に農耕者の歌と見まごうような歌がある。例えば竹田の庄で作つたという

然とあらぬ五百代小田を刈り乱り田廬にをれば京師し思ほゆ（巻八 一五九二）

などである。これは家持にないもの、既に失われているもののように私には思われる。（もちろん彼にも農耕者的比喩とか、発想の歌がある。これは古代貴族が農村を土台にして成り立つている以上、その中の誰でもが多少なかなれそういつた思考・発想・表現から脱け出られないも

のであつて、特に彼だけ取り立てるべきではなからう。(少くとも前掲郎女の竹田の庄での歌を一方の極に置くと、家持の農耕的な歌は、その極よりかなり離れた所に置くべきものではなからうか。

こゝでは作品のよし悪しと言ふこともかゝわるだろうが、主として農耕者の表現が一片の飾りとして使われているだけなのか、今少し内的緊密性を持つて使われているかを中心に考えてみるわけである。

以上を整理してみると、家持の語彙の中にみられる古代貴族的、家父長的なものは郎女にはなく、郎女の農耕者の表現が家持には薄いという事になる。何度もくり返すがこれは極と極を意識的に図式化しているのであつて、具体的には二人の交叉する範囲はかなり広いはずである。

(五)

ところで以上の考察を通して、再度彼女が漢字・漢文の習得者であつたかという問題に立歸つてみると、やはり彼女と漢字・漢文を結びつける事は困難のようである。

歌は散文と異つて漢語を直接に使つたりするとは限らない。だからこゝでも彼女の歌に漢語が出て来るかどうかを理由にしているのではない。もし彼女が文字—漢字の習得者であればもつと深いところで歌ことばの質が變つていなければならぬはずである。その観点からしても彼女のこゝとは家持・旅人・憶良のいづれに比べても古風でおおらかだと思ふ。

最初にふれたように、彼女には擬古的な歌が多い。この点山柿の門に学び教を乞うには至らなかつたけれども山柿の歌風を享け、それを手本に歌を作つたという家持も同じく擬古的な歌が多い。

しかしこの場合、二人が同一の方法、同一の経路を経てそれを行つたと考えなくてもよいのではないだろうか。

彼女の歌には文字を通さないでも耳から入り得る歌を擬つていと言へるし、家持の方は族に諭す歌をみてわかるように、手本が文字から来るものであつた。言うまでもなく家持にも郎女のように耳から入り得た歌も多いはずである。たゞ逆に郎女には家持のように文字からはいつたコースが考えにくい。

家持の擬古の歌はたしかに大伴家に集められていたと思われる歌集の類と無関係だとは思えないし、それも文字を通して読まれていたと思われ。しかしそれと郎女を一括することについては、いささか躊躇せざるを得ない。特にそれを讀んだとする事は速断の氣がする。では彼女の歌の多様さの原因を何に求めるかと言う事になると私自身ほとんどわからなくなるのである。

たゞ根本的には、彼女の生活上の行動が極めて広いと考えられる事、農耕生活とまだかゝわりあいを持つており、従つて民衆生活との接触から多くのものを(多分民謡といったものなど)得て来ているといった事等と深く関係していると考えられる。

彼女と先行の歌の作者の心の距離はほとんどない―少くとも質的な差がないと言う事も家持とは異つてゐるし、家持のように「山柿の門に学ぶ」といつた意識さえも持たずに他人の作の一部を自分のものにしたのではなからうかと思われる。

口承の世界は、そこで語られることばや思想が共有財産である世界であると言えよう。そして文字に定着されはじめた時、それは所有者が明確にされ、私有の産物に化するのである。

私は彼女がそういった意味において口承の世界にいたと考えるものであり、擬古歌も耳から耳へのものであつたと思うものである。

万葉集には「この口吟へる歌」とか「この伝へ誦みき」という注が多い事は先にのべたが、それはそういった伝承者からたま／＼聞いたという事ではなく、万葉編纂のために、そういったものが何らかの方法で計画的に、大がかりに集められていたなかでのことと推測する方が妥当であろうし、彼女にはそういったものが耳に入る機会も多かつたと思われる。

それに何よりも郎女の莊園生活では辺りの農民の次ぎ次ぎ作り、作り変えられて行く生きた歌が耳に近く聞えて来たはずである。それが彼女の歌や形式や内容をふくらませずにはいなかつたはずである。従つて彼女によつて異質なものが女達の世界に生まれたのではなく、同質なものがふくれ上つたとみるべきであらう。

このような考え方からすると、家持に対する坂上郎女の作歌上の影響といった事も、文字以前の口承文化圏と文字文化圏の接触といった意味を持つて新しく照し出されて来るように思われる。

注一 ・大伴坂上郎女試論―その文学の歴史的 성격について―(於一九五九年西日本国語国文学会)

・大伴坂上郎女の「親族と宴せし日吟へる歌」一首と家持の「族に諭す歌一首並に短歌」(一九六〇年於西日本国語国文学会)

・大伴坂上郎女覚え書「日本文学」(一九六〇年九月号)

注二 ・「万葉集研究」―「巫女としての女性」(折口信夫全集第一巻)

注三 ・万葉集卷三四六〇特に左注を参照。

注四 ・家持の場合一族の一人の失脚が作歌の動機となつており、一方郎女の方は娘の婚姻にまつわる事件がそれになつてゐるが、両方とも族・親族といったものを集めた席で作られてゐる点でより深い共通性がみられる。

注五 ・「大伴坂上郎女の場合」『防人歌の基礎構造』吉野裕著所収

注六 ・この歌は卷三の譬喩歌に入れられている。

注七 ・「七年乙亥、大伴坂上郎女、尼理願が死去れるを悲しび嘆きて作れる歌一首並に短歌」(卷三 四六〇)に「大君の敷きます困」とある。